

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

#### 鳥取県病院局管理規程第4号

##### 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示並びに別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号並びに別表及び別表の細目(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示並びに別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号並びに別表及び別表の細目(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項、別表及び別表の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項、別表及び別表の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後		改正前													
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この企業管理規程は、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県病院局企業職員(以下「職員」という。)の給与の額、支給方法その他給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この企業管理規程は、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年3月鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県病院局企業職員(以下「職員」という。)の給与の額、支給方法その他給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p>													
<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>適用範囲</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>医療職給料表(別表)</td><td>医療職給料表(1) 院長、副院長、局長(医療局長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の</td></tr></tbody></table>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表)	医療職給料表(1) 院長、副院長、局長(医療局長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の	<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>適用範囲</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>医療職給料表(別表)</td><td>医療職給料表(1) 院長、副院長、局長(看護局及び事務局長を除く。)、部長(薬剤部長を除く。)、医長、副</td></tr></tbody></table>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表)	医療職給料表(1) 院長、副院長、局長(看護局及び事務局長を除く。)、部長(薬剤部長を除く。)、医長、副
種類	適用範囲														
略															
医療職給料表(別表)	医療職給料表(1) 院長、副院長、局長(医療局長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の														
種類	適用範囲														
略															
医療職給料表(別表)	医療職給料表(1) 院長、副院長、局長(看護局及び事務局長を除く。)、部長(薬剤部長を除く。)、医長、副														

第2)	部長に限る。) 医長、副医長、室長(新生児集中治療室長に限る。) 医師及び歯科医師
医療職給料表(2)	局長(医療技術局長に限る。)、 <u>副局長(医療技術局の副局長に限る。)</u> 、部長(薬剤部長に限る。)、室長(中央放射線室長、中央検査室長、理学療法室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。)、 <u>副部長、副室長(医療技術局の副室長に限る。)</u> 、 <u>副主幹(医療技術局の副主幹に限る。)</u> 、 <u>臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、臨床工学主任、栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</u>
医療職給料表(3)	局長(看護局長に限る。)、 <u>副局長(看護局の副局長に限る。)</u> 、室長(地域医療連携室長及び中央滅菌材料室長に限る。)、 <u>副室長(医療安全・感染防止対策室及び医療安全対策室の副室長に限る。)</u> 、 <u>看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</u>
略	
現業職給料表(別表第3)	<u>メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長(中央滅菌材料室の副室長に限る。)</u> 、 <u>自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</u>

2及び3 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 職員(職員のうち、病院局特定任期付職員、現業職員及び給料表の適用を受けない者で臨時的に任用する職員及び非常勤職員を除くすべてのものをいう。)の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例による。

第2)	医長、室長(新生児集中治療室長に限る。) 医師及び歯科医師
医療職給料表(2)	部長(薬剤部長に限る。) <u>室長(地域医療連携室の室長を除く。)</u> 、 <u>副部長、副室長(医療安全対策室の副室長を除く。)</u> 、 <u>理学療法士長、衛生技師、薬剤師、理学療法士、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</u>
医療職給料表(3)	局長(看護局長に限る。)、 <u>室長(地域医療連携室の室長に限る。)</u> 、 <u>副室長(医療安全対策室の副室長に限る。)</u> 、 <u>副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師</u>
略	
現業職給料表(別表第3)	<u>自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</u>

2及び3 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 職員(職員のうち、病院局特定任期付職員、現業職員及び給料表の適用を受けない者で賃金等で雇用されるものを除くすべてのものをいう。)の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例による。

2 現業職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の適用を受ける者の例による。

（管理職手当）

第7条 条例第5条に規定する企業管理規程で定める職は、別表第7の左欄に掲げる職（管理者がこれに相当すると認める職を含む。以下この条及び第20条において同じ。）とする。

2 別表第7に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、それぞれ同表の区分欄に定める区分とする。

3 第1項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、それぞれ別表第8の管理職手当月額欄に定める額とする。

（医療業務手当）

第14条 略

2 前項の手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職種に対応する同表の右欄に定める額とする。

（休日勤務手当）

第18条 条例第15条第1項に規定する企業管理規程で定める日は、次の各号に定める日とする。

（1）及び（2） 略

（3）勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条又は第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号。以下「給与支給規則」という。）第21条の2第1項に規定する日

（4） 略

（宿日直手当）

第19条 宿日直手当を支給する勤務は、病院における

2 現業職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年10月鳥取県条例第37号）の適用を受ける者の例による。

（管理職手当）

第7条 条例第5条に規定する企業管理規程で定める職は、別表第7の左欄に掲げる職（管理者がこれに相当すると認める職を含む。次項及び第20条において同じ。）とする。

2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第7の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（1） 1種 100分の25

（2） 2種 100分の20

（3） 3種 100分の16

（4） 4種 100分の14

（医療業務手当）

第14条 略

2 前項の手当の額は、別表第8の左欄に掲げる職種に対応する同表の右欄に定める額とする。

（休日勤務手当）

第18条 条例第15条第1項に規定する企業管理規程で定める日は、次の各号に定める日とする。

（1）及び（2） 略

（3）勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条又は第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、職員の給与の支給に関する規則（昭和27年3月鳥取県人事委員会規則第3号。以下「給与支給規則」という。）第21条の2第1項に規定する日

（4） 略

（宿日直手当）

第19条 宿日直手当を支給する勤務は、病院における

次に掲げるものとする。

- (1)及び(2) 略
  - (3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師の当直勤務
  - (4) 略
- 2及び3 略

(給与からの控除)

第25条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条第16条の13各号及び次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

- (1) 鳥取県現業公企職員労働組合の組合費
- (2) 病院現場の特殊性を考慮して、人事労務管理上又は組織運営上管理者が必要と認める病院の親睦会費又は医局費
- (3) 社団法人鳥取県医師会、社団法人鳥取県東部医師会又は社団法人鳥取県中部医師会の会費

別表第3 現業職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100
	2	135,100	185,600	223,000
	3	136,200	187,400	224,900
	4	137,300	189,200	226,800
	5	138,400	190,800	228,600
	6	139,500	192,600	230,600
	7	140,600	194,400	232,600
	8	141,700	196,200	234,600
	9	142,800	198,000	236,600
	10	144,100	199,800	238,600
	11	145,400	201,600	240,600
	12	146,700	203,400	242,600
	13	148,000	205,000	244,600
	14	149,500	206,900	246,600
	15	151,000	208,800	248,600
	16	152,500	210,700	250,600
	17	153,800	212,600	252,600
	18	155,300	214,600	254,600
	19	156,800	216,600	256,600
	20	158,300	218,600	258,600
	21	159,700	220,400	260,500
	22	162,300	222,400	262,400
	23	164,900	224,400	264,300
	24	167,500	226,400	266,200
	25	170,200	228,300	268,200
	26	171,900	230,200	270,100
	27	173,600	232,100	272,000
	28	175,300	234,000	273,900
29	176,800	235,700	275,800	

次に掲げるものとする。

- (1)及び(2) 略
  - (3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は衛生技師の当直勤務
  - (4) 略
- 2及び3 略

別表第3 現業職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級
		給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円
	1	134,000	183,800
	2	135,100	185,600
	3	136,200	187,400
	4	137,300	189,200
	5	138,400	190,800
	6	139,500	192,600
	7	140,600	194,400
	8	141,700	196,200
	9	142,800	198,000
	10	144,100	199,800
	11	145,400	201,600
	12	146,700	203,400
	13	148,000	205,000
	14	149,500	206,900
	15	151,000	208,800
	16	152,500	210,700
	17	153,800	212,600
	18	155,300	214,600
	19	156,800	216,600
	20	158,300	218,600
	21	159,700	220,400
	22	162,300	222,400
	23	164,900	224,400
	24	167,500	226,400
	25	170,200	228,300
	26	171,900	230,200
	27	173,600	232,100
	28	175,300	234,000
29	176,800	235,700	

30	178,600	237,300	277,700
31	180,400	238,900	279,600
32	182,200	240,500	281,500
33	183,800	242,100	283,200
34	185,300	243,700	285,100
35	186,800	245,300	287,000
36	188,300	246,900	288,900
37	189,600	248,400	290,600
38	190,900	250,000	292,400
39	192,200	251,600	294,200
40	193,500	253,200	296,000
41	194,900	254,600	297,900
42	196,200	256,000	299,600
43	197,500	257,400	301,300
44	198,800	258,800	303,000
45	200,000	260,100	304,700
46	201,300	261,500	306,400
47	202,600	262,900	308,100
48	203,900	264,300	309,800
49	205,100	265,600	311,300
50	206,300	266,900	312,900
51	207,500	268,200	314,500
52	208,700	269,500	316,100
53	210,000	270,600	317,800
54	211,100	271,900	319,400
55	212,200	273,200	321,000
56	213,300	274,500	322,600
57	214,400	275,700	324,100
58	215,500	276,800	325,300
59	216,600	277,900	326,500
60	217,700	279,000	327,700
61	218,800	280,200	328,800
62	219,900	281,200	329,800
63	221,000	282,200	330,800
64	222,100	283,200	331,800
65	223,000	284,200	332,700
66	224,100	285,100	333,500
67	225,200	286,000	334,300
68	226,300	286,900	335,100
69	227,300	287,900	336,000
70	228,100	288,700	336,700
71	228,900	289,500	337,400
72	229,700	290,300	338,100
73	230,500	291,100	338,600
74	231,200	291,600	339,200
75	231,900	292,100	339,800
76	232,600	292,600	340,400
77	233,400	293,000	340,800
78	234,200	293,400	341,300
79	235,000	293,800	341,800
80	235,800	294,200	342,300
81	236,500	294,500	342,800
82	237,200	294,900	343,300
83	237,900	295,300	343,800
84	238,600	295,700	344,300
85	239,400	296,000	344,800
86	240,100	296,400	345,300
87	240,800	296,800	345,800
88	241,500	297,200	346,300
89	242,300	297,500	346,700

30	178,600	237,300
31	180,400	238,900
32	182,200	240,500
33	183,800	242,100
34	185,300	243,700
35	186,800	245,300
36	188,300	246,900
37	189,600	248,400
38	190,900	250,000
39	192,200	251,600
40	193,500	253,200
41	194,900	254,600
42	196,200	256,000
43	197,500	257,400
44	198,800	258,800
45	200,000	260,100
46	201,300	261,500
47	202,600	262,900
48	203,900	264,300
49	205,100	265,600
50	206,300	266,900
51	207,500	268,200
52	208,700	269,500
53	210,000	270,600
54	211,100	271,900
55	212,200	273,200
56	213,300	274,500
57	214,400	275,700
58	215,500	276,800
59	216,600	277,900
60	217,700	279,000
61	218,800	280,200
62	219,900	281,200
63	221,000	282,200
64	222,100	283,200
65	223,000	284,200
66	224,100	285,100
67	225,200	286,000
68	226,300	286,900
69	227,300	287,900
70	228,100	288,700
71	228,900	289,500
72	229,700	290,300
73	230,500	291,100
74	231,200	291,600
75	231,900	292,100
76	232,600	292,600
77	233,400	293,000
78	234,200	293,400
79	235,000	293,800
80	235,800	294,200
81	236,500	294,500
82	237,200	294,900
83	237,900	295,300
84	238,600	295,700
85	239,400	296,000
86	240,100	296,400
87	240,800	296,800
88	241,500	297,200
89	242,300	297,500

	90	242,800	297,900	347,200
	91	243,300	298,300	347,700
	92	243,800	298,700	348,200
	93	244,100	298,900	348,500
	94		299,300	349,000
	95		299,700	349,500
	96		300,100	350,000
	97		300,300	350,300
	98		300,700	350,800
	99		301,100	351,300
	100		301,500	351,800
	101		301,700	352,100
	102		302,100	352,500
	103		302,500	352,900
	104		302,900	353,300
	105		303,100	353,800
	106		303,500	354,200
	107		303,900	354,600
	108		304,300	355,000
	109		304,500	355,500
	110		304,900	355,900
	111		305,300	356,300
	112		305,700	356,700
	113		305,900	357,200
	114		306,300	357,600
	115		306,700	358,000
	116		307,100	358,400
	117		307,300	358,900
	118		307,600	
	119		307,900	
	120		308,200	
	121		308,600	
	122		308,900	
	123		309,200	
	124		309,500	
	125		309,900	
再任用 職員		186,800	214,600	

別表第4（第3条、第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6 級	1 略 2 副局長の職務 3 略
7 級	局長の職務

備考 略

別表第5（第3条、第4条関係）

	90	242,800	297,900
	91	243,300	298,300
	92	243,800	298,700
	93	244,100	298,900
	94		299,300
	95		299,700
	96		300,100
	97		300,300
	98		300,700
	99		301,100
	100		301,500
	101		301,700
	102		302,100
	103		302,500
	104		302,900
	105		303,100
	106		303,500
	107		303,900
	108		304,300
	109		304,500
	110		304,900
	111		305,300
	112		305,700
	113		305,900
	114		306,300
	115		306,700
	116		307,100
	117		307,300
	118		307,600
	119		307,900
	120		308,200
	121		308,600
	122		308,900
	123		309,200
	124		309,500
	125		309,900
再任用 職員		186,800	214,600

別表第4（第3条、第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6 級	1 略 2 局長及び次長の職務 3 略
7 級	1 局総務課の困難な業務を処理する課長の職務 2 困難な業務を処理する局長の職務

備考 略

別表第5（第3条、第4条関係）

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
2 級	医長、副医長又は室長の職務
3 級	副院長、局長、 <u>副局長</u> 、部長又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長の職務
略	

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	<u>臨床検査技師</u> 、理学療法士、栄養士、診療放射線技師、臨床工学技士又は歯科衛生士(以下「 <u>臨床検査技師等</u> 」という。)の職務
2 級	1 略 2 相当困難な業務を行う <u>臨床検査技師等</u> の職務
3 級	<u>臨床検査主任</u> 、 <u>薬剤主任</u> 、 <u>理学療法主任</u> 、 <u>臨床工学主任</u> 、 <u>栄養主任</u> 、 <u>歯科衛生主任</u> 又は <u>診療放射線主任</u> の職務
4 級	<u>副主幹</u> の職務
5 級	<u>副部長</u> 又は <u>副室長</u> の職務
6 級	<u>副局長</u> 、 <u>部長</u> 又は <u>室長</u> の職務
7 級	<u>局長</u> の職務

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3 級	1 <u>看護主任</u> の職務 2 略 3 略
4 級	1 <u>副看護師長</u> の職務 2 <u>困難な業務を処理する看護主任</u> の職務 3及び4 略
5 級	

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
2 級	医長、副医長又は室長(新生児集中治療室長に限る。)の職務
3 級	副院長、局長、部長又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長(新生児集中治療室長に限る。)の職務
略	

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	<u>衛生技師</u> 、理学療法士、栄養士、診療放射線技師、臨床工学技士又は歯科衛生士(以下「 <u>衛生技師等</u> 」という。)の職務
2 級	1 略 2 相当困難な業務を行う <u>衛生技師等</u> の職務
3 級	<u>副部長</u> 、 <u>副室長</u> 又は <u>理学療法士長</u> の職務
4 級	<u>困難な業務を処理する副部長</u> 、 <u>副室長</u> 又は <u>理学療法士長</u> の職務
5 級	<u>室長</u> ( <u>栄養管理室長</u> に限る。)の職務
6 級	<u>部長</u> 又は <u>室長</u> ( <u>栄養管理室長</u> を除く。7級の項において同じ。)の職務
7 級	<u>困難な業務を処理する部長</u> 又は <u>室長</u> の職務

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3 級	1 <u>副看護局長</u> の職務 2 <u>看護師長</u> の職務 3 略 4 略
4 級	1 相当困難な業務を処理する <u>副看護局長</u> の職務 2 相当困難な業務を処理する <u>看護師長</u> の職務 3及び4 略
5 級	1 <u>副室長</u> の職務 2 <u>困難な業務を処理する副看護局長</u> の職務

	看護師長、室長（中央滅菌材料室長に限る。）又は副室長の職務
6 級	副局長又は室長（地域医療連携室長に限る。）の職務
7 級	局長の職務

別表第 6（第 3 条、第 4 条関係）

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手の職務
3 級	メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長又は副室長の職務

別表第 7（第 7 条、第 20 条関係）

職	区分
略	
課長（局総務課の課長に限る。） 局長 部長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。） 副局長（医療局にあつては管理者が必要と認められた者に限る。）	3 種
室長（中央放射線室長、中央検査室長、理学療法室長、臨床工学室長、栄養管理室長及び地域医療連携室長に限る。）	4 種

別表第 8（第 7 条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員 以外の職員	再任用職員
行政職 給料表	8 級	2 種	94,000円	79,800円
	7 級	2 種	88,500円	72,900円
		3 種	70,800円	58,300円
医療職 給料表	4 級	1 種	137,700円	115,900円
		2 種	110,100円	92,700円

	3 困難な業務を処理する看護師長の職務
6 級	1 局長の職務 2 室長の職務
7 級	困難な業務を処理する局長又は室長の職務

別表第 6（第 3 条、第 4 条関係）

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手の職務

別表第 7（第 7 条、第 20 条関係）

職	区分
略	
課長（局総務課の課長に限る。） 局長 部長  次長	3 種
室長（中央放射線室長、中央検査室長及び地域医療連携室長に限る。）	4 種



(1)	3 級	3 種	88,100円	74,200円
		2 種	102,800円	78,100円
		3 種	82,200円	62,500円
医療職 給料表	7 級	2 種	87,600円	74,600円
		3 種	70,100円	59,700円
(2)	6 級	3 種	66,500円	52,700円
		4 種	58,200円	46,100円
医療職 給料表	7 級	2 種	88,300円	75,800円
		3 種	70,700円	60,700円
(3)	6 級	3 種	69,300円	53,200円
		4 種	60,700円	46,600円

備考 再任用職員のうち、短時間勤務職員にあっては、この表に掲げる額に鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）第9条第1項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の月額とする。

別表第9（第14条関係）

職 種	額
略	
副局長及び部長	月額 37,000円
医長、副医長又は室長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの	月額 29,000円
医長、副医長及び室長のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	月額 24,000円
略	

別表第8（第14条関係）

職 種	額
略	
部長	月額 37,000円
医長、副医長又は室長（ <u>新生児集中治療室長に限る。</u> ）のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの	月額 29,000円
医長、副医長及び室長（ <u>新生児集中治療室長に限る。</u> ）のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	月額 24,000円
略	

（鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」と

いう。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び別表の表示並びに追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動別表」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動後別表」という。)が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第18項までの規程は、同年2月1日から施行する。</p> <p>(施行日における職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)</p> <p>2 略</p> <p>(主査等に係る職務の級の特例)</p> <p>3 略</p> <p>(主査等の職務の級の切替え)</p> <p>4 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日(以下「第1切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が附則別表第1の暫定級の欄に定めるものである者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替日における職務の級は、旧級の1級下位の級(附則第9項において「第1切替後級」という。)とする。ただし、第1切替日における異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。</p> <p>(主査等の号給の切替え等)</p> <p>5及び6 略</p> <p>(主任等に係る職務の級の特例)</p> <p>7 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類に掲げる給料表の種類に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第17項までの規程は、同年2月1日から施行する。</p> <p>(施行日における職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)</p> <p>2 略</p> <p>(主査等に係る職務の級の特例)</p> <p>3 略</p> <p>(主査等の職務の級の切替え)</p> <p>4 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日(以下「第1切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が附則別表第1の暫定級の欄に定めるものである者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替日における職務の級は、旧級の1級下位の級(附則第8項において「第1切替後級」という。)とする。ただし、第1切替日における異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。</p> <p>(主査等の号給の切替え等)</p> <p>5及び6 略</p> <p>(主任等に係る職務の級の特例)</p> <p>7 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類に掲げる給料表の種類に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月</p>

31日までの間（以下この項及び附則第15項において「移行期間」という。）移行開始日の前日における職務の級（平成18年4月1日以後にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において「暫定級」という。）とする。ただし、移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

8 前項本文に規定する職員のうち、平成19年4月1日における職務が附則別表第4の給料表の種類に掲げる給料表の種類に応じ、同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属するものの職務の級は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下この項、次項及び附則第15項において「職制移行期間」という。）同表の暫定級の欄に定める職務の級（以下この項において「暫定級」という。）とする。ただし、職制移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

9 附則第4項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であって、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間（以下この項において「後期移行期間」という。）当該第1切替後級（平成18年4月1日以後にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において同じ。）とする。ただし、後期移行期間中又は職制移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

（主任等の職務の級の切替え）

10 前3項に規定する職員のうち、平成20年4月1日（以下「第2切替日」という。）の前日における職務の級が附則別表第5の旧級の欄に掲げるものであり、かつ、第2切替日におけるその職務が同表の第2切替日における職務の欄に掲げる職務であるものの第2切替日における職務の級は、同表の新級の欄に定める職務の級とする。

31日までの間（以下この項及び附則第14項において「移行期間」という。）移行開始日の前日における職務の級（平成18年4月1日以後にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において「暫定級」という。）とする。ただし、移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

8 附則第4項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であって、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間（以下この項において「後期移行期間」という。）当該第1切替後級（平成18年4月1日以後にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において同じ。）とする。ただし、後期移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

（主任等の職務の級の切替え）

9 前2項に規定する職員のうち、平成20年4月1日（以下「第2切替日」という。）の前日における職務の級が附則別表第4の旧級の欄に掲げるものであり、かつ、第2切替日におけるその職務が同表の第2切替日における職務の欄に掲げる職務であるものの第2切替日における職務の級は、同表の新級の欄に定める職務の級とする。

(主任等の号給の切替え等)

11 前項に規定する職員の第2切替日における号給は、次項に規定する職員を除き、第2切替日の前日においてその者が受けていた号給及び附則別表第6の職員の区分の欄に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める号給とする。

12 附則第10項に規定する職員のうち前項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして管理者が定めるものの号給は、管理者が定める。

(主任等の切替えに伴う経過措置)

13 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

14 略

(休職者等の特例)

15 附則第7項から第9項までに規定する職員のうち、移行期間中又は職制移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第22条第3項の海外随伴休暇を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合(復職し、又は職務に復帰した日(以下「復職等の日」という。))が平成23年3月31日以前であるものに限り、)には、附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日(当該日以前の異動により、当該異動の日における給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級(管理者が定めるものを除く。))が移行開始日の前日にお

(主任等の号給の切替え等)

10 前項に規定する職員の第2切替日における号給は、次項に規定する職員を除き、第2切替日の前日においてその者が受けていた号給及び附則別表第5の職員の区分の欄に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める号給とする。

11 附則第9項に規定する職員のうち前項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして管理者が定めるものの号給は、管理者が定める。

(主任等の切替えに伴う経過措置)

12 附則第10項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下この項において「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

13 略

(休職者等の特例)

14 附則第7項又は第8項に規定する職員のうち、移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第22条第3項の海外随伴休暇を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、又は職務に復帰した場合(復職し、又は職務に復帰した日(以下「復職等の日」という。))が平成23年3月31日以前であるものに限り、)には、附則第7項又は第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日(当該日以前の異動により、当該異動の日における給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級(管理者が定めるものを除く。))が移行開始日の前日における職務の級以上の級となる

ける職務の級以上の級となる者にあつては、当該異動の日の前日)までの期間(以下「特例延長期間」という。)その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

(1)及び(2) 略

16 附則第11項及び第12項の規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給について準用する。この場合において、附則第11項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と、「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と読み替えるものとする。

17 前項の規定により準用される附則第11項又は第12項の規定の適用を受ける職員(附則第15項第2号に係るものを除く。)で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が特例延長期間の末日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

18 附則第14項の規定は、附則第15項に規定する職員(同項第2号に係る者を除く。)の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

(委任)

19 略

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

20 略

附則別表第3(附則第7項、第8項、第9項関係)

給料表の種類	旧級	職務	暫定級
行政職給料表	略		
	6級	1 略 2 副主幹の職務	4級
医療職給料表(2)	3級及び4級	1 衛生技師(平成19年4月1日以降は臨床検査技師) 理学療法士、栄養士、診	移行開始日の前日における

者にあつては、当該異動の日の前日)までの期間(以下「特例延長期間」という。)その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

(1)及び(2) 略

15 附則第10項及び第11項の規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給について準用する。この場合において、附則第10項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と、「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と読み替えるものとする。

16 前項の規定により準用される附則第10項又は第11項の規定の適用を受ける職員(附則第14項第2号に係るものを除く。)で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が特例延長期間の末日に受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額(以下「経過措置額」という。)とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

17 附則第13項の規定は、附則第14項に規定する職員(同項第2号に係る者を除く。)の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

(委任)

18 略

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

19 略

附則別表第3(附則第7項、第8項関係)

給料表の種類	旧級	職務	暫定級
行政職給料表	略		
	6級	1 略 2 係長の職務	4級
医療職給料表(2)	3級及び4級	1 衛生技師の職務	開始日の前日における職務

		療放射線技師、臨床工学技士又は歯科衛生士（以下「臨床検査技師等」という。）の職務	職務の級
	2 略		
5 級	1 略		
	2 平成19年3月31日までの間における副部長、副室長又は理学療法士長の職務		
略			

			の級
	2 略		
5 級	1 略		
	2 係長の職務		
略			

附則別表第4（第8項関係）

給料表の種類	旧級	職務	暫定級
医療職給料表 (2)	4 級 及び 5 級	薬剤主任、臨床検査主任、理学療法主任、栄養主任、診療放射線主任、臨床工学主任又は歯科衛生主任（以下「薬剤主任等」という。）の職務	移行開始日の前日における職務の級
	5 級	副主幹の職務	
医療職給料表 (3)	5 級	副看護師長の職務	

附則別表第5（附則第10項関係）

給料表の種類	第2切替日における職務	旧級	新級
略			
医療職給料表 (2)	臨床検査技師等の職務	3 級から 5 級まで	2 級
	薬剤主任等の職務	4 級及び 5 級	3 級
	副主幹の職務	5 級	4 級
医療職給料表 (3)	看護師又は准看護師の職務	5 級	4 級
	看護主任の職務	5 級	4 級
	副看護師長の職務	5 級	4 級

附則別表第6（附則第11項関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	職員の区分					
	旧級が3級であった職員	旧級が4級であった職員であつ	旧級が4級であった職員であつ	旧級が5級であった職員であつ	旧級が5級であった職員であつ	旧級が5級であった職員であつ

附則別表第4（附則第9項関係）

給料表の種類	第2切替日における職務	旧級	新級
略			
医療職給料表 (2)	衛生技師の職務	3 級から 5 級まで	2 級
	総合事務所の係長の職務	5 級	4 級
医療職給料表 (3)	看護師又は准看護師の職務	5 級	4 級

附則別表第5（附則第10項関係）

ア 略

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	職員の区分			
	旧級が3級であった職員	旧級が4級であった職員	旧級が5級であった職員であつて、新級が2級となるもの	旧級が5級であった職員であつ

		て、新 級が2 級とな るもの	て、新 級が3 級とな るもの	て、新 級が2 級とな るもの	て、新 級が3 級とな るもの	て、新 級が4 級とな るもの				て、新 級が4 級とな るもの	
25	37	47	33	65	51	41	25	37	47	65	41
26	38	48	34	66	52	42	26	38	48	66	42
27	39	49	35	67	53	43	27	39	49	67	43
28	40	50	36	68	54	44	28	40	50	68	44
29	43	53	39	69	55	45	29	43	53	69	45
30	44	54	40	70	56	46	30	44	54	70	46
31	45	55	41	71	57	47	31	45	55	71	47
32	46	56	42	72	58	48	32	46	56	72	48
33	47	57	43	73	59	49	33	47	57	73	49
34	48	58	44	74	60	50	34	48	58	74	50
35	49	59	45	75	61	51	35	49	59	75	51
36	50	60	46	76	62	52	36	50	60	76	52
37	51	61	47	77	63	53	37	51	61	77	53
38	52	62	48	78	64	54	38	52	62	78	54
39	53	63	49	79	65	55	39	53	63	79	55
40	54	64	50	80	66	56	40	54	64	80	56
41	55	65	51	81	67	57	41	55	65	81	57
42	56	66	52	82	68	58	42	56	66	82	58
43	57	67	53	83	69	59	43	57	67	83	59
44	58	68	54	84	70	60	44	58	68	84	60
45	59	69	55	85	71	61	45	59	69	85	61
46	60	70	56	86	72	62	46	60	70	86	62
47	61	71	57	87	73	63	47	61	71	87	63
48	62	72	58	88	74	64	48	62	72	88	64
49	63	73	59	89	75	65	49	63	73	89	65
50	64	74	60	90	76	66	50	64	74	90	66
51	65	75	61	91	77	67	51	65	75	91	67
52	66	76	62	92	78	68	52	66	76	92	68
53	67	77	63	93	79	69	53	67	77	93	69
54		78	64	94	80	70	54		78	94	70
55		79	65	95	81	71	55		79	95	71
56		80	66	96	82	72	56		80	96	72
57		81	67	97	83	73	57		81	97	73
58		82	68	98	84	74	58		82	98	74
59		83	69	99	85	75	59		83	99	75
60		84	70	100	86	76	60		84	100	76
61		85	71	101	87	77	61		85	101	77
62		86	72	102	88	78	62		86	102	78
63		87	73	103	89	79	63		87	103	79
64		88	74	104	90	80	64		88	104	80
65		89	75	105	91	81	65		89	105	81

66		90	76	105	92	82
67		91	77	105	93	83
68		92	78	105	94	84
69		93	79	105	95	85
70		94	80	105	96	86
71		95	81	105	97	87
72		96	82	105	98	88
73		97	83	105	99	89
74		98	84	105	100	90
75		99	85	105	101	91
76		100	86	105	102	92
77		101	87	105	103	93
78		102	88	105	104	94
79		103	89	105	105	95
80		104	90	105	106	96
81		105	91	105	109	99
82		105	92	105	110	100
83		105	93	105	111	101
84		105	94	105	112	101
85		105	95	105	113	管理者 が定め る号給
86		105	96			
87		105	97			
88		105	98			
89		105	99			
90		105	100			
91		105	101			
92		105	102			
93		105	103			
94		105	104			
95		105	105			
96		105	106			
97		105	107			
98		105	108			
99		105	109			
100		105	110			
101		105	113			
102		105	114			
103		105	115			
104		105	116			
105		105	管理者 が定め る号給			
106		105				
107		105				

66		90	105	82
67		91	105	83
68		92	105	84
69		93	105	85
70		94	105	86
71		95	105	87
72		96	105	88
73		97	105	89
74		98	105	90
75		99	105	91
76		100	105	92
77		101	105	93
78		102	105	94
79		103	105	95
80		104	105	96
81		105	105	99
82		105	105	100
83		105	105	101
84		105	105	101
85		105	105	管理者 が定め る号給
86		105		
87		105		
88		105		
89		105		
90		105		
91		105		
92		105		
93		105		
94		105		
95		105		
96		105		
97		105		
98		105		
99		105		
100		105		
101		105		
102		105		
103		105		
104		105		
105		105		
106		105		
107		105		



108		105					108		105			
109		105					109		105			
ウ 略						ウ 略						
附則別表第7（附則第13項関係） 略						附則別表第6（附則第12項関係） 略						

（鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第3条 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程（平成18年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第7号）附則第3項、第4項、<u>第7項</u>、第9項又は<u>第15項</u>の規定の適用を受ける職員については、主査にあっては平成19年3月31日まで、主任及び技幹にあっては平成20年3月31日までの間、改正後の鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第7号）附則第3項、第4項、<u>第8項</u>、第9項又は<u>第16項</u>の規定の適用を受ける職員については、主査にあっては平成19年3月31日まで、主任及び技幹にあっては平成20年3月31日までの間、改正後の鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。